

# Renaissance ルネサンス

弁護士法人  
愛知総合法律事務所

2005.8

暑中お見舞い申しあげます。

事務所報を通して多くの方々と語り合い、皆様と共にさらに充実した事務所を目指して

No.23



AICHI SOGO LAW OFFICE

弁護士 上野 精  
弁護士 海田 雅史  
社会保険労務士 原田 聰

弁護士 村上 文男  
弁護士 平井 朝

弁護士 元松 茂  
弁護士 汶 莉萍

弁護士 西山 一博  
司法書士 足立 陽子

弁護士 山田 亮治  
社会保険労務士 三重 英則

〒460-0002 名古屋市中区丸の内三丁目2番29号  
ヤガミビル 501号・601号(受付)

<http://www.aichisogo.or.jp>  
E-mail home@aichisogo.or.jp

100% この事務所報は再生紙を使用しております。  
古紙100%再生紙

# 「稻むらの火」未だ消えず

弁護士 上野 精



昨年は本当に災害の多い年であった。集中豪雨あり、台風あり、地震ありまた豪雪あり。そして、とじめを刺したのが世界中を震撼させた年末のスマート沖地震津波災害である。

予て、東南海・南海地震の襲来が懸念され、各地において建造物の耐震補強等が進められて何年になろうか。阪神淡路大震災から既に一〇年、その記憶もいさか風化せんとしていたときだけにスマート沖地震津波災害のインパクトは強烈なものがあった。これを受けてか、かつて、一九三七年から一九四七年まで、小学校の国語教科書に登載された「稻むらの火」の物語が地震や津波災害啓発の教材として新聞等マス「!!」で話題とされたことは、じ承知の方も多じと思つ。

物語の梗概は、「村の庄屋五平は、秋の日の夕方高台の我が家から海辺をみてみると、うなるような地鳴りとゆくべつした揺れが長く続く地震を感じ、また、海水が風とは逆に向かい、海底が露出していく異常な光景を目にして。これららの現象から、五平は津波が来襲していくことを予想したが、海辺にいる村人に危険を告げる時間的余裕がない。そこで、家の近くの田に積まれた稻むら（刈りとった稻を積み重ねたもの）に次々に火を放ち、庄屋さんの家が火事とみて村人全員が高台に集まつたため、程なくすさまじい勢いで村を襲ひ跡形もなく流しそつた津波から、皆が助かることができた」というものである。

最も、「稻むらの火」が話題となつ

たのは、今回が始めてではない。一九八三年五月二六日に発生した日本海中部地震の際、マグニチュード七・七という大規模地震により発生した大津波が、津波の経験に乏しい日本海沿岸を襲つたため、一〇〇名の犠牲者が発生し、秋田県の男鹿半島に遠足に來ていた山村の小学生四五名が津波にのまれ、うち一二名が死亡した。この悲報をきっかけに、防災教育の重要性が話題となり、「稻むらの火」が今も小学校で教えられていたなら、このよつた悲劇は防げたのではないかとの新聞への投書があり、一九八七年の防災の日にこの物語の作者中井常蔵氏が国土庁（現国土交通省）から防災功労者として表彰され、当時大きく報道された。

「稻むらの火」の物語は、一八五四年一二月三日と翌一四日にかけ相次いで発生した安政東海地震・安政南海地震の際に、紀州有田郡湯浅廣村（和歌山県有田郡広川町）に実在した濱口儀兵衛（後に梧陵）の村民救済のための活動をモデルにしたものといわれてゐる。震災後儀兵衛は直ちに近隣庄屋の協力を得て、全力をもつて被災者の救済活動に当たり、また、私財を投げうか今に残る広町堤防を築造したと伝えられてゐる。

思えば歴史の激動期である明治期は多くの人材が輩出した。濱口梧陵もまたその一人であり、高潔な魂、人間愛、明晰な頭脳を持つ卓抜したリーダーといふに値する人物である。来るべき震災に対し各人の責任において備えることは当然として、要路にたつ為政者にも濱口梧陵の志を、また、「稻むらの火」を想起して欲しきものである。

後に彼の業績は、小泉八雲により「生き神様（A Living God）」のタイトルにより広く世界に紹介された。

先に述べた多くの災害が発生するたびに、担当部局の方々の活動や、多くの市民によるボランティア活動が報じられる運びの思いを深くすることが多い。しかし、災害地視察と称しひし〇〇スターで現地に臨み、早々に引き上げてゆく為政者の姿勢に人間としての誠意も、被災者への心からの同情も感じられないところは言ふ過ちであろう。

頭（郵政大臣）となり、晩年は郷里和歌山県の県会議長などを務めたが、彼を徳とする村人たちの濱口神社を作りたいとの希望を頑として受け入れず、その後の業績は、小泉八雲により「生き神様（A Living God）」のタイトルにより広く世界に紹介された。

濱口梧陵は、後に明治新政府の駅頭（郵政大臣）となり、晩年は郷里和歌山県の県会議長などを務めたが、彼を徳とする村人たちの濱口神社を作りたいとの希望を頑として受け入れず、



# 私達は弁護士会活動をしています！

弁護士 村上 文男

暑中御見舞い申し上げます。

弁護士法人設立から3年、事務所移転から一年を経過しましたが、試行錯誤を繰り返しながら、元気に活動しています。今回は、弁護士会活動（会務活動）について述べます。

本年四月一日から名古屋弁護士会へ会名変更しました。

愛知県弁護士会へ会名変更しました。  
弁護士会は弁護士の人権擁護と社会正義の実現という使命を担う弁護士の集団として極めて重要です。弁護士会は個々の弁護士の奉仕活動によって支えられています。

## 一、名古屋弁護士会から 愛知県弁護士会へ

### 二、当弁護士法人の 弁護士会活動

1 当法人弁護士の会務活動  
上野精弁護士は研修委員会・あっせん  
仲裁員  
元松茂弁護士は消費者問題対策特別委員会

西山一博弁護士・山田亮治弁護士は人権擁護委員会・業務対策委員会  
海田雅史弁護士は民事介入暴力対策特別委員会

平井朝弁護士は業務対策委員会・倒産法改正問題検討特別委員会

にそれぞれ所属し、活発に活動しています。

当弁護士法人の弁護士は弁護士会活動をしつかりやろうというのが事務所の方針です。個々の弁護士が自由に弁護士活動をしています。

### 2 私の委員会活動

(1) 人権擁護委員会、業務対策委員会、財務委員会、司法改革運動特別委員会、弁護士任官推進特別委員会に所属しています。人権擁護委員会は弁護士になって以来続いている委員会で、平成八年には委員長だったのに思い出

深い委員会です。現在、業務対策委員会の委員長を務めており、部会、チーム会にも出席しますので、この委員会だけで月八～十回出席することになります。東京の日弁連の業務改革委員会の副委員長も務めていますので、月一回程度東京へ行きます。

(2) 私の仕事のかなりの部分を弁護士会活動が占めています。毎日ほとんどじぶんこの委員会にでていることがあります。もちろん、奉仕活動です。私は弁護士会の活動が弁護士の原点であり、そのような弁護士会活動を通じて、弁護士は社会に根を張り、市民に信頼されていると思っています。当弁護士法人の理念に弁護士会活動を活発に行なうことがあります。私は率先して活動しているのです。

(3) ルネサンスの読者の皆さんには動をしています。それによって個々の弁護士の弁護士魂が形成されていくと同時に弁護士が市民の信頼をえてると思っています。

### 三、本年前半期の行事

1 中国研修旅行、中国法セミナー  
中国研修旅行、中国法セミナーについては西山、平井弁護士から詳細な報告があります。

### 2 企業セミナーの開催

当弁護士法人の関連企業を中心に企業セミナー（無料）を開催することになりました。今回のテーマは「個人情報保護法」です。弁護士と企業の皆さんとの懇親等を含めて、よりよい企業セミナーにしていきたいと思っています。

### 四、新人弁護士の入所予定

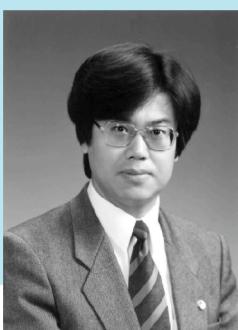
複数の新人弁護士が一〇月に入所予定です。次回のルネサンスに紹介記事が掲載される予定です。

# わが事務所の 沙羅選組

一、今度書く機会が与えられたら、絶対にバツハのマタイ受難曲のことを書こうと思っていたところ

実際の上野先生は、象山先生よりはるかに人間は  
丸い。

弁護士  
元松  
茂



二、そういうえば、わが事務所の男性弁護士は、どうれもこれも個性派ぞろいである。大いに無理はあるが、彼らを、強いて例えれば新選組隊士の誰に近いかという観点から、以下、氏名の五十音順にしたがって、派手に紹介することとした。ただし、何分珍しい人たちでもあり、また、何よりも新選組ファンに悪じるので、名称としては「珍選組」隊士とする。

②海田雅史弁護士　・ 軽やかな身のこなし、それでいて芯の強さを感じる。また敵を作らないバランス感覚があるし、もうこれ以上背は大きくならないだろうから、例えれば北辰一刀流目録、副長助勤・八番組長の藤堂平助であろう。ただ、海田弁護士には、七条油小路事件に遭遇しないような先見の明もある。また、はたから見ても非常に妻子を大切にしている感じがあり、後に述べる吉村貴一郎に通じる面もある。

**①上野 精弁監士**・本当に強いて例えれば、前身である壬生浪士組で、唯一、あの暴れん坊の芹沢鶴を抑えることができた水戸藩出身の粕谷新五郎となる。しかし、上野先生は人格、識見とも別格で、やはり我ら「珍選組」隊士と同列という訳にはいかない。わが事務所における適切で貴重なアドバイザーとしての役割、お立場からすれば、イメージとしては幕末の公武合体派・開国開明論者の佐久間象山先生といったところか。ただし、

③西山一博弁護士・・知略にあふれ、先を見据えながら、組織の維持・発展のために（昔ならば、公儀のため）、敢えて心を鬼にした、ご存知「鬼の副長」土方歳三である。ただし、顔立ちは全然違つ。目や口の数が共通してこんなものである。顔は二つ、元プロレスラーの大木田・・・・いつ、今のは読まなかつたことにして欲しい。ところで西山弁護士は海外留学経験があるが、新選組の中には、洋行を志す目的で脱退を許された斯波良藏という隊士もいた。函館まで行つて最後まで官軍と戦つた土方と洋行のために脱退した進取の心意氣ある斯波は、ある意味では対極にあるが西山弁護士には両面が混在しているような幅の広

今年1月から3月末まで、村上文男先生のご指導の下、愛知総合法律事務所にて弁護実務修習をさせていただきました。修習のはじめの日、先生は「弁護士の仕事は法律相談に始まり、法律相談に終わる」と言つていい。依頼者の方が何を望まれているのか、会話の中から引き出して、満足して帰つて頂く、よい法律相談がはじめてよい弁護士といえるのだ」ということを教えて下さいました。そして3ヶ月の間、本当に多種多様な法律相談に同席させて頂き、例え法律的な結論として依頼者の方の希望通りにはならなくとも、その方が安心して笑顔で帰つてしまふ。先生の経験に裏打ちされた決断力、行動力、明るく気されたくないお人柄があつてこそのことと思うと、一朝一夕にまねることはできませんが、目標とする弁護士の姿として、一生心に焼きつけておきたいと思います。

村瀬景子



修習生挨拶

さを感じる。

④平井 朝井護士・・ヒライトモと読む。語感としては何やらセリザワカモ（新選組筆頭局長だった芹沢鶴）に近いが、いかんせん体格が全然違うし、平井弁護士は暴れん坊ではない。眞面目で、面倒がらずによく調べものをしてた上で、きっちりとした仕事をこなす。したがって、新選組隊士に例えれば、諸士調役兼監察の山崎蒸であろう。明晰な平井弁護士が、池田屋事件の事前探索や諜報活動などにおける山崎蒸に匹敵するほどの活躍をするためには、あと少しの押しの強さと自信が必要になるうが、これは今後経験を積んでいくことで解決すること間違いない。

⑤村上文男弁護士・・ご存知、わが事務所の代表の一人である。誰に例えるか？まさか、武田観柳斎に例える訳にもいかないし、知的で美男、後に新選組と袂を分かつ伊東甲子太郎に例える訳にもいかないだろう。村上弁護士は、当然に天然理心流四代目、新選組局長の近藤勇なのである。天然理心流は、厳格に形にとらわれることなく、刀術だけでなく棒術、柔術、気合術を統合した極めて実践的な剣法であったと伝えられる。これまた多少無理があるが、これは村上弁護士の「ゴルフに通じるところがある。村上弁護士は決して教科書的なスイングではないが、形にとらわれぬ実践的なゴルフで、半ば憎まれるほどの見事なスコアであるのである。

また、とつつけた訳ではないが、わが事務所では求心力があり、その意味でも正に近藤勇でなければならないのである。

⑥元松 茂井護士・・筆者のことである。やはりタイプ的には北辰一刀流免許皆伝・新選組総長の

山南敬助であろうか。ただ最近思つのは、誤解を恐れずに言うと、男たる者なりふり構わず妻子の生活を守つていかなければならぬということだ。その意味では、浅田次郎の「王生義士伝」の主人公、南部脱藩・諸士調役兼監察・北辰一刀流免許皆伝の吉村貴一郎の生き様に非常に共感を覚える。

⑦山田亮治弁護士・・この人の場合は、何と言つても体育会系で、新選組副長助勤・一番組長の永倉新八で決まりである。浅田次郎は、冗談で永倉新八のことを、「脳味噌まで筋肉」と評したことがある。新八氏の場合はともかく、山田弁護士は本当に脳味噌の少なくとも一部が筋肉でできているのではないかと思わせるふしがある。ただ、仕事振りを見ていると、意外にも非常にしつかりとした仕事をしている。さすがは神道無念流の使い手であり、免許皆伝の新八氏に例えられるだけである。

三、以上、無理に無理を重ねつつ、わが事務所の「珍選組」隊士たちを紹介した。土道の古典的教本「葉隱」には「武士道とは死ぬことと見つけたり」とある。人間はいずれ死ぬのであるが、武士の世界では「いかに」死ぬかが重要である。「珍選組」隊士たちは武士ではないから、右のような物騒な例えはしないが、いずれの隊士も、いかに弁護士として良い仕事をしていくかという問題意識と覚悟だけはあるようである。

四、さて、それにしてももう一度書く機会が与えられたら、絶対にバッハのマタイ受難曲について書いてみたいと思う。今回これに異を唱えた編集者というのは、先に永倉新八に例えられた方である。もう少しあまを許してね、新八さん。

(終わり)



## 野球部監督就任報告

弁護士 山田亮治

今シーズンから、私が愛知総合法事務所野球部監督に就任しました。「俺が監督だ」と譲らなかった村上弁護士には、「総監督」という名前のポストを無理矢理作って与え、説得しました。

これまで現場の権限が私に集中するはずでしたが、当チームにはわがままな選手が多く（どんなせこい手を使ってでも勝ちにこだわるN山弁護士等）、まとめるのに苦労します。

しかし、野球では、監督の言うことは絶対です。業務上の先輩・後輩、年齢は関係ありません。チームの皆さん、ちゃんと監督の指示に従いましょう。

それでは、簡単に今シーズン序盤の試合結果を報告します。

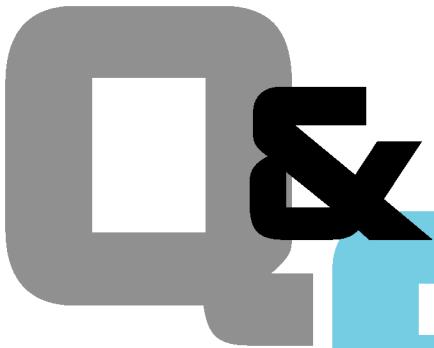
4月14日 対戦を申し込まれた草野球チームとの対戦  
初の本格派草野球チームとの対戦です。プロを目指したこともある当事務所の本格派エース坂本（事務局）を完投させてどわくらいた戦えましたが、守備の乱れもあり、6対7で惜敗しました。

4月25日 青山・井口・平林法律事務所との交流戦

昨年は引き分けでした。

今回はエース坂本を温存して戦いましたが、相手ピッチャーを打ち崩せず、結局2対6で負けてしまいました。

…連敗です。  
当チームには経験者が多いわけではありません。私は勝敗にこだわらず、のひのひと楽しむことが第一と考えて采配してきました。  
しかし、今後も負けが続けば、監督の解任・更迭といった声が聞こえてくることが必至です。そろそろ勝つためのせこい采配というのも必要かもしれません。  
監督のポストを守るためにも。



# 個人情報保護法って どんな法律？



弁護士 海田 雅史



Q 個人情報保護法という法律ができたと聞いて気になっているのですが、どんな法律なんですか。

A ええ。個人情報保護法は、IT社会の進展に伴って、大量の個人情報がコンピュータ等により処理されるようになったことから、個人の権利利益を保護するため、個人情報が適切に取り扱われるよう、個人情報を取り扱う者に対して、一定のルールを課すために作られた法律なんです。

Q 情報の流出が社会的に問題になった大企業はともかくも、私の会社のようなさほど大きくない会社にも、個人情報保護法は関係あるのでしょうか。

A 過去6ヶ月間において、1日でも5000人分を超える個人データを事業のために保有しているれば、個人情報保護法の適用を受ける事業者になると考えて下さい。

Q そうすると、私の会社にも、個人情報保護法が関係ありそうなんですが、どんなことに気をつけなければならないのですか。

A まず、お客様などに氏名、住所等を書類に書いてもらったり、教えてもらったりする際、それをどんな目的で利用するのかを、できる限り特定して知らせなければなりません。「事業活動に用いるため」というあいまいな特定では駄目で、例えば、「お買い上げ頂いた商品の発送、関連するアフターサービス、新商品・サービスに関する情報のお知らせのために利用する。」という程度に特定する必要があるんです。

そして、原則として、あらかじめ本人の同意を得なければ、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱えないことになっています。

Q わかりました。それでは、個人情報の管理については、どんなことに気をつけなければならないのですか。

A 個人データの漏えい等を防止し、個人データを安全に管理するために必要な措置を講じなければならないとされていますので、会社として組織的な個人情報管理のマニュアルを定め、従業員に対する教育・訓練を実施したり、個人情報を取り扱うコンピュータ等の機器・装置の物理的・技術的な管理対策等をしたりすることが必要でしょうね。

Q いろいろと対策をしなければならないわけですね。もし、個人情報保護法に違反すると、どうなるのですか。

A 監督官庁の大臣から、勧告さらには命令をされることがありますし、その命令にも違反すると、刑事罰が科される可能性すらありますよ。  
それから、民事上の損害賠償責任を負う可能性もあるんです。

Q そうなんですか。それでは、わからないことは相談をしたほうが良さそうですね。

A はい。他にも様々なルールが定められていますから、また相談して下さい。

# 中国法セミナー

## ～「ますます波に乗ってきた 中国法セミナー」～

弁護士 平井 朝



昨年から開催しております中国法セミナーですが、早くも第4回をむかえることになりました。このセミナーは、当事務所の特色の一つである外国法事務弁護士ウエン・リーピン(中国法)を中心として、既に中国と取引のある企業、また今後中国進出を検討されている企業のトップ又は担当者の方々を対象に、実務に役立つ中国の法律を分かりやすく解説するとともに、参加者の皆様方の情報交換の場としていくために当事務所が企画しているものです。

既に行われたテーマとしましては、「中国進出の基本的留意点(第1回)」、「中国の税制(第2回)」、「中国の労働法(第3回)」で、参加者の皆様には各回とも大変なご好評をいただきました。

特に前回(第3回)は、米国留学経験のある西山一博弁護士が米国法との比較を交えて中国労働法の解説を行うなど大変面白く、しかも併せて日本の労働法も解説するなど、大きな反響を呼びました。この波に乗って、次回もますます面白くて、役立つ情報をご提供したいと思います。

来るべき次のテーマは「中国の債権回収」で、中国と取引のある企業の方々には必須です。次回も併せて日本の債権回収についても触れるなど、盛りだくさんの企画を予定しておりますので乞うご期待ください!次回開催予定は平成17年10月25日(火)です。皆様奮ってご参加ください。

近年、中国では都市部を中心に不動産バブルが生じ、不動産の売買が繰り返されることで不動産価格の変動が激しい状況です。そこで、中国国务院は、不動産バブル時にありがちな土地の投機目的の持等に、一定のペナルティを課す通知を出しました。この通知のポイントはいくつかあります。が、その一つを紹介致します。中国の場合、土地は全て国有であるため、土地を使用するためには、国から土地の使用権を取得しなければなりませんが、土地使用者が使用権の取得契約に定めた使用開始期限を一年以上経過しても使用を始めない場合(例えば、建物所有目的で土地の使用权を取得した者が、契約で定めた建築に着手しない場合など)、使用者から使用権者に対する「放置費用」(違約金)を課すことができます。また、土地の使用権者が前記期限を二年以上経過しても土地の使用権を始めないとときは、国は土地の使用者から使用権そのものを無償で回収することができるというのです。



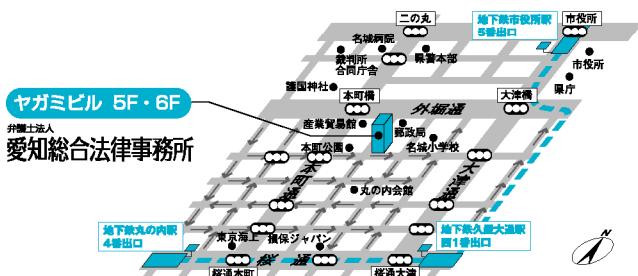
外国法事務弁護士  
ウエン・リーピン  
江 莉萍



### 「不動産価格安定のための 國務院通知」のご紹介

(2000年5月9日公布)

### 事務所のご案内



TEL.052-971-5277(代表) FAX.052-971-7876

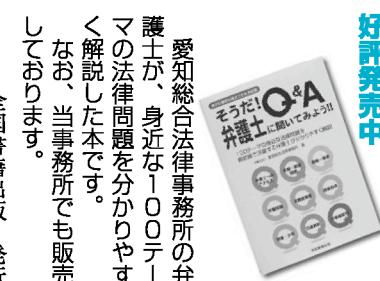
〒460-0002 名古屋市中区丸の内三丁目2番29号  
ヤガミビル 501号・601号(受付)

<http://www.aichisogo.or.jp> E-mail home@aichisogo.or.jp

### 事務所業務のご案内

相談日・・・月曜日～金曜日(土・日祝日は休業)  
受付時間・・・午前9時30分～午後6時  
相談料・・・30分料金 5,250円(税込み)

※ご相談・ご来訪の際は予め電話にてご予約ください。



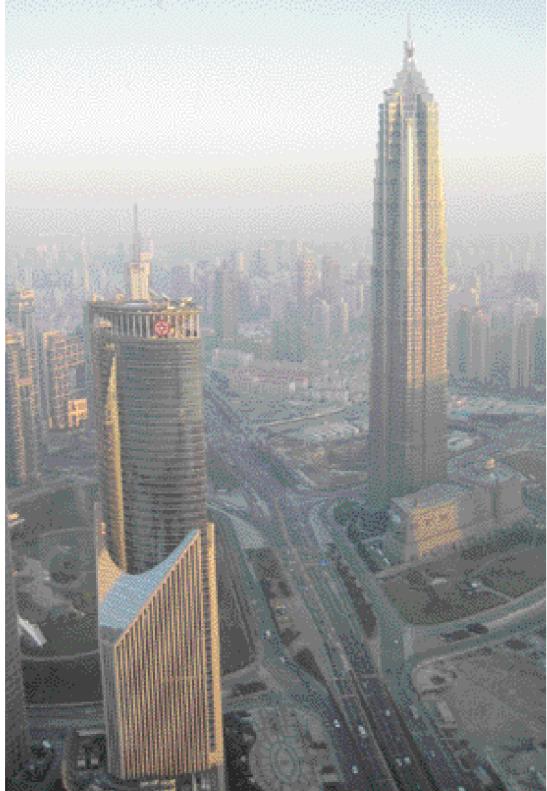
### 好評発売中 Q&A

弁護士法人 愛知総合法律事務所  
著

「そうだ!弁護士に  
聞いてみよう!!」

（注）元松先生の写真は10年前のもので、実物とは異なります。  
当事務所の雰囲気を味わつていただけたでしょうか？  
元松先生の移選組の稿では、脳梗塞まで筋肉と評されてしまいま  
したが、最近、29歳にして自分の体力の衰えに悲しさを感じます。  
激しい運動をすると、筋肉痛は見  
事に一日遊れてやりますし、以後三日は体の節々が痛いです。  
弁護士たるもの、自己管理が大事です。少なくとも脳梗塞だけは  
筋肉痛にならないよう鍛えていかないと…。  
さて、次号は期待の新人弁護士特集です。新たに三名の弁護士が登場します。  
入所する予定なので、さらに、活動にあふれを事務所になることで  
します。

after word  
編集 後記



# 上海研修旅行

～「だから、本当に研修に  
行ったんだってば！」～

弁護士 西山 一博



平成七年（昭和六十二年）四月一日から六日まで  
の四泊五日で、上海へ行ってきました。

早朝に待ち合わせ場所へ行くと、M 上弁護士が、「K田弁護士のかぶつていた、いまさきあまり日本ではみかけない素敵な帽子をみつけた、「変な帽子だね。」と喜んでいました。」

上海は思ったより寒くて、特に日本は大変な目に遭いました。「一日田からせ、その経験を生かして、靴下二枚、セーターの下にシャツ三枚と重装備で挑み、どうにか寒さをしのいだはすでした。しかし、これが帰国後に悲劇を生むことになつたので

んです。

上海市内には二つの中級人民法院

（日本では地方裁判所）があり、私たちが訪問したのは、虹桥（ホンチャオルー）にあるものですね。虹桥は、日本人駐在員が多く居住している地域でもあります。

上海市内には何をじてたのですか。

上海には何をじてたのですか。

上海の口系外資企業、裁判所、法律事務所、そして保税区と見学しました。だから、本当に研修に行つた



まあ法廷で弁論を傍聴した後、資料室や会議室にも案内されました。

最後に、知的財産権事件集中部の裁判官と対談しました。その中で、私が、「中国と日本を比較すると、中国は一般的な安定性よりも具体的妥当性を重視する傾向があると思うが、どうか。」と質問したところ、裁判官は、「中国は大変広いため、地域差があり、その意味では、指摘の傾向はあるかもしれない。」としたうえで、私の質問を先回りして以下のように答えてました。

さて、難しげ話はこれでひとつ  
で、「研修以外」の話にしたいと思  
います。

今回の旅行では、日本語も英語も通じないとこの苦労を味わいました。大都会・上海とはほんとホテル等以外では、英語や、ましてや日本語はありません通じません。当たり前といえど当たり前のことで、予想はしていませんでしたが、なぜマクドナルドで注文できない事態に陥ると、大変惨めな気分でした。いい大人であるはずの私、海田、平井、じつは身長一六五セン

メートル、最高人民法院より知的財産案件に関する法律解釈の通知があり、統一的な運用がなされる

ようになりました。涉外事件について、法の下の平等を貫き、人的関係に左右されず、法に従った判断をしてくる。国内保護を優先するといつ意識は全くなく、外資企業の勝率は低くない。」

これが、単なる「公式見解」なのか否かは不明ですが、少なくとも女性としては「人泡」から「法泡」へじむかれてるところなどと感じます。



帰国後、参加者十一名全員が咳を

伴つひどい風邪をひきました。（ん？）何が聞いたことのある病気（？）私は隔離覚悟で病院へ行きましたが、普通の風邪と言われ、無事隔離されずに帰宅しました。そして、今も全員がどうにか生きながらえてあります。

ひつやり、ただの「せっせかわせ」よかったです。



チ以下の三人が、やれりて注文ありできちじつてる姿はみつともない極みでした。仕方なく、すぐ近くで買い物をしていたウエン弁護士を呼んで、通訳してもらいました。

逆に、何がよかつたかといえど、露天や高級でない普通の店で食べる食事が意外とおいしかったのです。ただ、匂いがきつて場合もあるので、これが我慢できない人はよく店を選ぶ必要があるかと思います。

また、上海から北へ足をのばし、周囲といつ水郷地区へ行きました。個人的には、ここはかなりよかったです。